

京都市告示第184号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、令和6年5月1日から令和7年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託しました。

令和6年5月29日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

名 称	住 所
株式会社ピアトゥー	東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20 階

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

寄附金

(行財政局総務部総務課)